

新潟市告示第 7 1 9 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	南 5 - 1 3 号線	新潟市中央区南笹口一丁目 655 番 26 地先から 新潟市中央区南笹口一丁目 655 番 26 地先まで	前	8.9 ~ 13.4	28.0
			後	7.4 ~ 9.8	28.0